

## 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について

### 1 趣旨

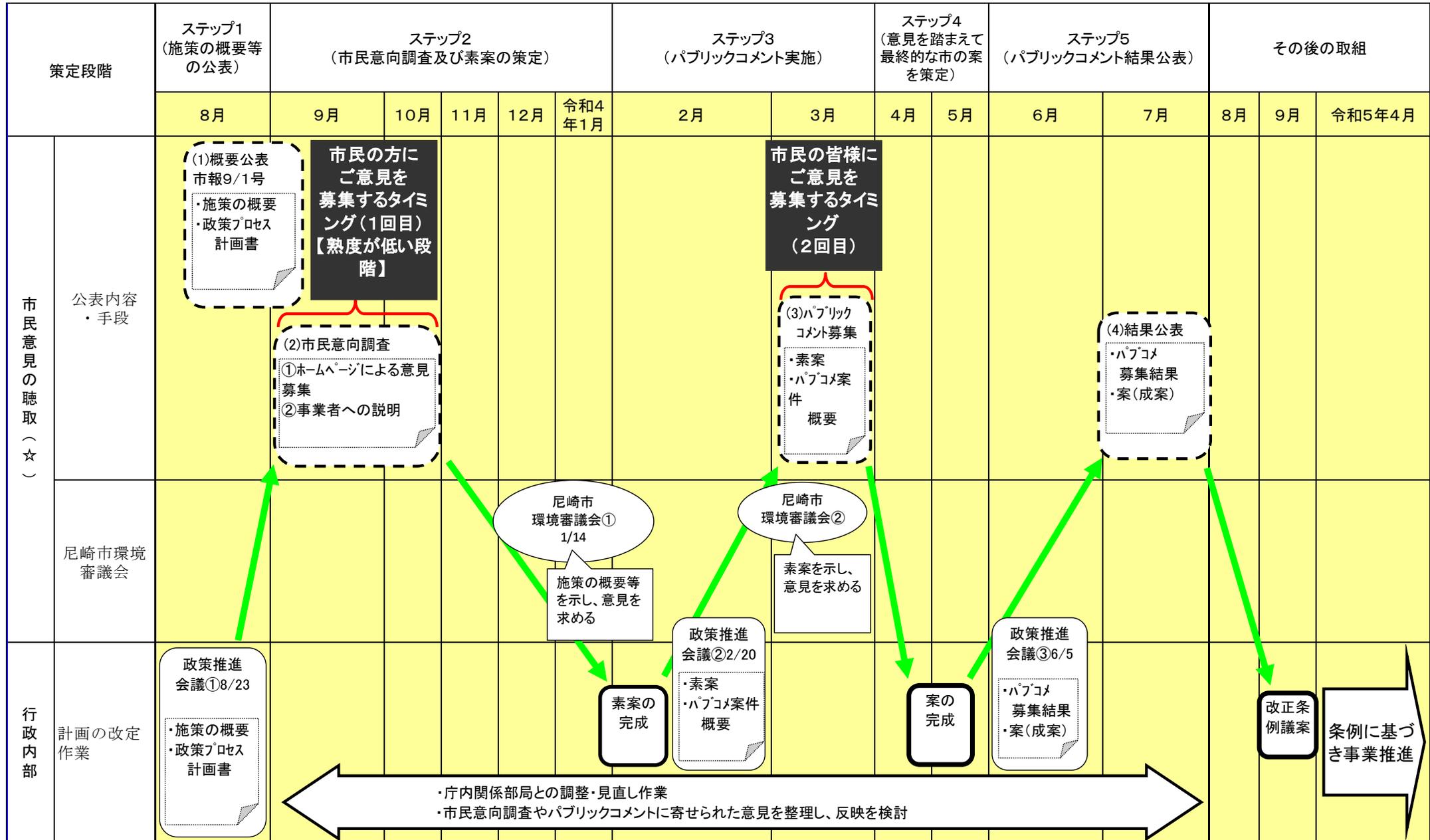
本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を補完するために尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第21号。（以下「廃棄物処理条例」））を制定し、廃棄物の適正処理に取り組んできました。

今回、尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）でも目指すこととしている循環型社会の形成や、生活環境の保全等を図るため、資源物等の持ち去り禁止規定の追加を含む廃棄物処理条例等の一部改正を行います。

### 2 背景と改正の方向性

一部改正に至った問題点	追加・見直しを行う規定
<p><b>（1）循環型社会の形成に向けた一層のごみ減量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●循環型社会の形成・脱炭素社会の実現には、3Rの取組をさらに進めることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会システムからの脱却が必要です。</li> <li>●さらに、本市では経済的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、焼却施設の集約を伴う更新を予定しており、今後安定したごみ処理システムを確保するため、継続したごみ減量化への取組と適正処理の推進が必要です。そのために、市民、事業者それぞれが守るべきルールを定め、取り組む必要があります。</li> </ul>	<p><b>《①リデュースを中心としたごみ減量》</b></p> <p>○3Rの中でも特に重要なリデュースを中心にごみ減量を推進するため、事業者の自主的な取組や、市民のライフスタイルの転換など、各主体が行うべきことを定めます。</p> <p>ア 条例の趣旨に循環型社会の形成を加え、条例を循環型社会の形成を推進するための根拠とします。</p> <p>イ 各主体がリデュースに取り組むことを責務とすることや、ごみの減量について実施しなければならない事項や実施に努めなければならない事項を定めます。</p> <p>ウ 生産・流通過程のごみの削減のため、ショッピングモールなどの大規模事業者等に自ら計画を定めごみ減量に取り組むことを義務付け、違反時の制裁措置（勧告や公表）を規定します。</p> <p><b>《②分別排出・適正処理の徹底によるごみ減量》</b></p> <p>○本市のごみ焼却施設の資源化量の増加や不適正処理防止によるごみ減量のため、分別・排出方法のルールを明確化し、不適正排出・不適正搬入に対する指導等の根拠を定めます。</p> <p>ア ごみの排出ルールとして一般廃棄物処理計画に基づく分別及び排出方法に従う義務を規定し、違反時の制裁措置（命令、公表や過料）を規定します。</p> <p>イ 尼崎市立クリーンセンター条例に不適正廃棄物の搬入制限、使用許可の取消、使用者の順守事項を規定します。</p>
<p><b>（2）共同住宅のごみ集積施設の管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●共同住宅では、居住者がごみ集積施設の管理を直接行わないことが多いため、マナーの悪いごみ出しやごみの散乱・放置等のトラブルが発生することがあります。</li> <li>●ごみ集積施設の管理を放置すると、悪臭、害虫・ねずみの発生など、周囲の生活環境・公衆衛生の悪化につながるおそれがあります。</li> </ul>	<p><b>《③共同住宅のごみ集積施設の清潔保持》</b></p> <p>○共同住宅の所有者・管理者（以下「所有者等」といいます。）や居住者が適正なごみ出しやごみ集積施設の管理を行うようにするため、新たに施設の管理責任を明確化するルールを設定します。</p> <p>共同住宅の所有者等に居住者へ排出方法の周知やごみ集積施設の管理義務を、一方、居住者に所有者等への協力義務等を規定し、違反時の制裁措置（命令や公表）を規定します。</p>
<p><b>（3）資源物等の持ち去り</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみとして排出された缶や古紙など資源物が持ち去られるとの問い合わせがあります。</li> <li>●分別いただいたごみが市で資源化されないことや、持ち去ったごみの選別作業に伴う散乱・騒音によって、周囲の生活環境・公衆衛生への懸念があります。</li> </ul>	<p><b>《④資源物等の持ち去り禁止》</b></p> <p>○ごみとして排出された資源物等や集団回収で排出された資源物等の持ち去りを制限するため、新たにルールを設定します。</p> <p>資源物等の持ち去り禁止を規定し、違反時の制裁措置（命令や罰金）を規定します。</p>

### 3 改正スケジュール



#### 4 市民意向調査結果まとめ

##### (1) ホームページによる意見募集

###### ア 実施概要

意見募集期間	令和3年9月1日（水）～令和3年10月31日（日）
結果	33人から78件の意見があった。

###### イ 結果

資源物等の持ち去り禁止に関する意見等	否定的な意見等	持ち去り禁止条例の制定に反対の意見	1
	肯定的な意見等	持ち去り禁止条例の制定等を求める意見	6
		罰則を求める意見	4
		パトロール体制・通報体制の整備、その他持ち去り防止対策を求める意見	7
		騒音や治安の悪化など、持ち去り行為による被害や影響についての意見	8
		持ち去られた資源物の買取禁止に関する意見	2
		犯罪の構成要件に関する意見	1
		持ち去り行為の通報、パトロール・指導実施の要望	11
		その他の意見等	持ち去り禁止に伴う各種支援等に関する意見
	行政による持ち去り行為者の特定に関する意見		2
	持ち去り禁止条例の規制内容に関する意見		2
	道路等に排出された廃棄物の所有権に関する質問		1
	制裁措置の対象に関する質問		1
	持ち去りの被害額に関する質問		1
	持ち去り行為に対する行政の姿勢に関する意見		1
	持ち去り防止対策の情報提供に関する意見		1
	行政の回収体制に関する意見	1	
	分別排出・適正処理の徹底によるごみ減量に関する意見等	排出ルール違反に罰則を求める意見	1
	共同住宅のごみ集積施設の清潔保持に関する意見等	共同住宅のごみ集積施設の管理等の条例化を求める意見	1
ごみ出しマナー違反者に対して行政側での対応を求める意見		1	
その他、市のごみの減量や処理等の取組に対する意見等	分別区分に関する意見	4	
	ごみの収集作業に関する意見	3	
	ポイ捨て・不法投棄に関する意見	2	
	市民・事業者への周知・啓発に関する意見	2	
	食品廃棄物の減量に関する意見	2	
	家電4品目などの分かりやすく利用しやすいリサイクルシステム構築に関する意見	2	
	行政の姿勢全般に関する意見	2	
	ごみ処理施設の整備に関する意見	1	
	ごみ出しマナーに関する意見	1	
	資源リサイクルセンターでのびん・缶・ペットボトルの資源化の方法に関する質問	1	
再正利用できる製品の製造に関する意見	1		

##### (2) 一般廃棄物処理業者等との意見交換

###### ア 実施概要

	一般廃棄物収集運搬許可業者（取扱廃棄物：ごみ）、 一般家庭ごみ収集運搬委託業者向け	紙資源回収協力事業者向け
開催日時	9月22日（水）10:00～11:00	9月29日（水）10:00～11:00
参加事業者数	13社	2社

## イ 主な意見

適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物と一般廃棄物の具体的な品目をまとめたガイドブックを配付してはどうか。</li> <li>・大きいスーパーなどの排出事業者であれば一定量以上のごみが出るため、分別を徹底させることはできるが、小さな商店に対してきちんと分別させるのは難しい。</li> <li>・事業所で従業員の飲食に伴って排出されたペットボトルのラベルやキャップは産業廃棄物になるのか。</li> <li>・家庭系ごみ、事業系ごみともに、市報やパンフレットを活用して、分別排出方法の周知の徹周知していくべき。</li> </ul>
市での産廃処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者はなかなか分別してくれない。産業廃棄物も市で処理することにはできないか。</li> </ul>
事業系古紙の資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国産のダンボールは紙資源として価値が低いので、紙資源回収業者は引き取ってくれない。クリーンセンターに持ち込みもできないので、行き場がない。</li> <li>・古紙回収業者として、古紙の回収量が増えることはマイナスではないが、リサイクルできる紙と、できない紙の分別をきちんとするよう啓発してほしい。</li> <li>・事業者からの古紙持込みの受入は可能である。</li> <li>・事業系古紙の家庭系行政回収での収集については、行政回収を行っていない地域でも、何社かの事業者が出してくれ、ある程度の回収量が見込めるのであれば、収集ルートとして構築できると思う。</li> <li>・事業所の前まで回収に来てくれるのであれば、分別排出してくれる事業者は増えると思うが、拠点回収だと、拠点まで持っていくことが負担となるのではないのか。古紙の拠点回収はどれほど効果があるのか。</li> <li>・排出事業者としては、古紙の回収に費用がかかり、産業廃棄物の処理に費用がかさんでくると、事業系一般廃棄物の回収料金を下げようとするので、今の許可業者の収入が減るのでは。</li> <li>・排出事業者にとって、ごみを分別すればするほどコストがかかるので、分別排出を徹底させるのは難しい。</li> <li>・中小零細企業に対して、家庭の回収の際に古紙を出してもよいとしている市がある。</li> <li>・古紙回収拠点の整備は、尼崎市は土地が高く、回収量と拠点の維持費で割に合わない。店舗の間借りをすることで費用を抑えられるので、運用していくことはできる。</li> <li>・市有の遊休地に古紙の回収拠点設置を検討している市がある。土地は無償で貸し出し、回収ボックスや消防設備、防犯カメラは当該市の古紙リサイクル協会負担である。経費はほとんどかからないため、継続性はある。</li> <li>・紙類・衣類の日は市民から、多くの問い合わせが来るため、家庭ごみべんりちょうには、協力会社の番号は掲載していないが、協力会社を事業者へ案内することについては、特に問題はないのでは。</li> <li>・今は古紙価格が下落しているので、業者による持ち去りはほとんどない。たまに、資源集団回収のたしにと、持ち去っている人を見る程度である。</li> </ul>
事業系指定袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ指定袋の導入については、導入決定前の検討段階から、許可業者の意見を聞いてもらいたい。</li> <li>・事業系ごみ袋を導入する際は、45L袋にしてほしい。90Lだと色々詰め込まれて収集業者の負担が大きくなる。</li> <li>・事業系ごみ袋を導入することになったら、産業廃棄物も市で処理してくれという話も出てくるのではないか。</li> <li>・ペットボトルのラベルをはがしてもらうよう、周知の徹底はできないのか。</li> <li>・事業系ごみの量が10パーセント減ると、処理業者の収入が単純計算で10パーセント減ることになる。また、事業系ごみ袋が導入されると、今排出事業者と結んでいる契約はクリーンセンターでの処分料金を含めた料金設定なので、すべて契約をし直す必要が出てくる。収集業者に対するしわ寄せが大きい。</li> </ul>
その他ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみの収集の際に、事業系ごみを出してもいいとしている市がある。ごみの排出量は事前申請制であり、回収量に応じた料金を徴収している。尼崎市でも検討してはどうか。</li> <li>・マンションの管理事業者が減少しており、今回のような管理義務を設けるのは難しいのではないか。ごみ集積所にコンテナを導入している市がある。ごみ収集の際にもコンテナを運ぶだけで済むので、非接触型の収集が可能であり、カラス被害も抑えられる。尼崎市でも検討してはどうか。</li> <li>・家庭系の紙資源回収について、段ボールの日と、新聞雑誌の日を分けることで、収集効率上がるので、それぞれ隔週にするなどの検討をしてもらいたい。また、紙類・衣類の回収日を週の中で分散してもらえると、器材を無駄なく、より有効に使うことができる。</li> </ul>

以上